

くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業公募要領

「くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業(以下「本事業」という。)の実施にあたっては、「くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に定めるもののほか、本事業の事業実施者(以下「事業実施主体」という。)を公募するにあたり、公募の内容、参加要件及び手続等を定める本公募要領によることとする。

第1条 事業の目的

このくまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業は、幼稚園、保育所、小中学校等に、県産木材を使用した机・椅子等の木製品を導入し、森林の公益的機能や地球環境、木の文化、木材の良さ及び地域材利用の意義を理解するとともに、本事業をモデルケースとして、県産木材を使用した木製品を利用する環境が県内に広がっていくことを目的として実施する。

第2条 本事業の内容と応募要件等

1 本事業の内容

幼稚園、保育所、小中学校(ただし、国公立を除く)等における県産木材※1を使用した木製品の導入に対して補助を行う。

※1 県産木材とは、県内で生産された素材(スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹)を県内の製材所が加工した木材製品とする。なお、県内で生産された素材を県外で構造用集成材等としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産木材とみなす。

2 事業実施主体

県等が認定する木育インストラクターが所属する幼稚園、保育所、小中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等。

3 事業実施主体への補助対象経費及び補助上限

木製品購入費の2分の1以内。ただし、補助上限額50万円とする。

また、机(テーブル、座卓)と椅子(ベンチ)については1人分各5千円を上限とする。それ以外の木製品については15万円を上限とする。

4 補助対象となる木製品

- (1) 机(テーブル、座卓)
- (2) 椅子(ベンチ)
- (3) ロッカー(道具入れ)
- (4) 棚(収納棚、下駄箱)
- (5) 柵(パーテーション、乳幼児サークル)
- (6) 室内用木製遊具
- (7) 上記以外の木製品で、県木連が適当であると認めたもの。

5 事業実施主体の採択要件

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県産木材かつ合法木材を使用すること
- (2) 木の文化や森林・地球環境、木材の良さ、地域材利用の意義などを理解するための学習会を開催すること
- (3) 事業実施主体と木製品納入事業者の間で、導入する木製品の強度及び、使用する塗料、接着剤等の安全性について確認を行っていること
- (4) 広報用写真撮影、パンフレット設置等、県産木材のPRに協力すること
- (5) 導入する木製品に、「森林環境譲与税」を活用し作成している旨を記載すること

(6) 木製品の導入を令和9年1月29日(金)までに確実に完了すること

6 事業実施主体の条件

県等が認定する木育インストラクターが所属する幼稚園、保育所、小中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等であり、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 5年以上にわたって団体の活動を継続することが確実であって、かつ、定款や規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められる者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされた者
 - ウ 熊本県等から指名停止の処分を受けていない者
- (3) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下になくすること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 熊本県税を滞納している者ではないこと。
- (6) 共同で本事業を行おうとする者は以下のア～エをすべて満たす者であること。
 - ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること。
 - イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。
 - ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。
 - エ 事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

第3条 事業実施の応募手続き

1 事業実施計画書の提出

(1) 受付

公募期間中に持参及び郵送（末日必着とする。）によるものを受付けるものとする。

(2) 提出書類

提出書類の様式は、日本産業規格A4縦型（一部A3版資料折り込み使用可）とする。

- ア 企画提案書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 導入する幼稚園等の規模・教室配置等
- エ 木製品の規格を記載した図面又は商品カタログ
- オ 見積書
- カ 木育インストラクター認定書の写し等
※木育インストラクターとは、熊本県が認定する木育のインストラクター及び熊本大学が養成する木育推進員のことをいう。
また、企画提案書を提出する時点で木育インストラクターとして認定された者がいない団体においては、当該年度に熊本県又は熊本大学が実施する養成講座を受講することとし、受講申込書の写しを提出するものとする。
- キ 木育インストラクターが、事業実施主体に属していることを証明する書類
- ク 誓約書（第3号様式）
- ケ 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類

(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)

コ その他必要とする書類

(3) 提出部数

2部(正本1部、副本1部)

(4) 提出先

一般社団法人熊本県木材協会連合会

〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目11番14号

電話番号 096-382-7919

2 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、第4号様式により応募者に通知する。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合

ウ 公募要領に反すると認められた場合 等

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

(3) 事業の一括委託の禁止

事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。

ただし、効率的に事業を行ううえで必要と思われる業務については委託することができるものとする。

(4) 補助金の併用の禁止

本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない(軽微なものは除く)。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の企画提案参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

(8) その他

ア 応募者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は、熊本県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ウ 企画提案書の提出後の辞退は、辞退届(様式自由)を持参又は郵送により提出すること。提出先は第3条の1(4)と同様とする。

第4条 承認に係る事項

1 承認方法

事業計画の承認にあたっては、一般社団法人熊本県木材協会連合会(以下、「県木連」という。)において、提出書類により企画提案の内容、事業の実施能力等を評価し、事業実施計画を承認する。

2 承認結果の通知及び公表

承認結果は承認後速やかに第5号様式－1、第5号様式－2により応募者に通知する。

3 異議申し立て

承認結果に対する異議申し立ては受理しない。

第5条 事業実施に係る留意事項

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、実施要領に基づくほか、次の事項について注意すること。

1 事業実施について

事業実施主体は、補助金交付申請書（第6号様式）を県木連へ提出すること。県木連で補助金交付申請書を審査のうえ、第7号様式により補助金交付の決定を行う。

なお、県木連との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合がある。

2 事業着手に係る制限

事業は、原則として県木連から補助金交付決定の通知を受けなければ、着手することができない。

なお、交付決定を受ける前に事業に着手したい場合には、補助金交付決定前着手承認申請書（第8号様式）を提出し、承認を得なければならない。

3 着手届の提出

事業実施主体は、事業に着手した場合は、事業着手届（第9号様式）により県木連に届け出なければならない。

4 事業の遂行

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく県木連からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。また、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行すること。さらに、事業の実施に当たっては、他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

5 事業の継続が困難となった場合の措置について

社会情勢等の変化により、事業の継続が困難な場合、県木連に報告し指示を受けること。

（1）事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（2）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県木連及び事業実施主体双方の責に帰することができない事由により事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容を変更するものとする。

6 処分制限

（1）本事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下「財産処分」という。）する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければならない。

ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間、又は農林水産大臣が定める期間を経過したものについては財産処分後にその内容を報告すること。

- (2) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければならない(事業期間中であれば補助金交付決定額を減額する。)。ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するため転用(所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合は、納付の必要はない。

7 完了届の提出

事業実施主体は、事業が完了したときは、完了届(第10号様式)に次の書類を添付して、速やかに県木連へ提出すること。

提出書類

- ア 木製品の設置状況が確認できる写真
- イ 契約書等金額を確認できる書類
- ウ 合法木材証明書等県産木材を証明する書類
- エ 学習会実施報告書(第11号様式)
- オ 木製品の安全性に関する確認書(第12号様式)
- カ その他必要とする書類

8 確認検査

完了届の提出後、県木連が関係書類や会計書類の検査及び必要に応じて現地検査を行うものとする。

9 実績報告書の提出

事業実施主体は、県木連による確認検査終了後、速やかに事業実績報告書(第13号様式)を県木連へ提出すること。

10 補助金の支払い

県木連は、事業実績報告書の審査を行い、適正と認められる場合は、第14号様式により交付すべき補助金の額を確定する。

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の額が確定後、補助金交付請求書(第15号様式)を県木連に提出すること。

11 事業完了後の措置

事業実施主体は、本事業により設置した木製品等について、常に良好な状態で管理を行うこと。

附則 この要領は、令和8年8月1日から施行する。

【問い合わせ先】

一般社団法人熊本県木材協会連合会(担当:前田)
(〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目11番14号 熊本県木材会館内)
電話:096-382-7919 FAX:096-382-7893
メール:maeda@kumamotonoki.com

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注 様

所在地
(応募者) 名 称
氏 名 印

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業 企画提案書

このことについて、下記のとおり提出します。

添付資料

- 1 事業計画書(第2号様式)
- 2 導入する幼稚園等の規模・教室配置図等
- 3 木製品の規格を記載した図面又は商品カタログ
- 4 見積書
- 5 木育インストラクター認定書の写し等

※木育インストラクターとは、熊本県が認定する木育のインストラクター及び熊本大学が養成する木育推進員のことをいう。また、事業実施計画書を提出する時点で木育インストラクターとして認定された者がいない団体においては、当該年度に熊本県又は熊本大学が実施する養成講座を受講することとし、受講申込書の写しを提出するものとする。

- 6 木育インストラクターが事業実施主体に属していることを証明する書類
- 7 誓約書(第3号様式)
- 8 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類
(事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等)
- 9 その他必要とする書類

第2号様式

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業計画書

1 事業実施主体				
事業実施主体(ふりがな)				
代表者職氏名(ふりがな)				
所在地		〒		
所属する木育インストラクターの氏名				
消費税等の課税方式		一般課税 簡易課税 免税 (該当するものに○)		
2 連絡先				
担当者職氏名(ふりがな) 及び連絡先		○担当者職氏名： ○所 属： ○住 所 〒 ○電 話： ○FAX： ○Eメール：		
3 事業計画				
設置箇所	施設名称			
	所在地	〒		
机・椅子	規格(名称) 数量			
その他の 木製品	規格(名称) 数量			
設置日				
学習会の 実施計画	実施日		時間	
	場 所			
	参加人数			
	実施者			
	内容等			

4 事業費積算及び補助額（単位：円）							
	規格(名称)	何人用	数量	単価	事業費	事業費/2	補助額
机・椅子							
その他の 木製品							
総合計	事業費						
	負担区分	県(総補助金額)		その他			

【記載上の注意事項】

- 1) 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、申請時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注 様

所在地

(応募者) 名 称

氏 名

印

誓 約 書

このことについて、令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業公募要領第2条の6に示された「応募者の条件」を満たすことを誓約します。

- | | | | |
|---|--|----|----|
| 1 | 民事再生法の規定による再生手続開始の有無 | 有り | 無し |
| 2 | 会社更生法の規定による更生手続開始の有無 | 有り | 無し |
| 3 | 熊本県等から指名停止の処分の有無 | 有り | 無し |
| 4 | 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下の有無 | 有り | 無し |
| 5 | 活動目的における宗教活動や政治活動の有無 | 有り | 無し |
| 6 | 熊本県税の滞納の有無 | 有り | 無し |

第 号
令和 年 月 日

(応募者の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業企画提案書の非受理について

このことについて、企画提案書の提出があった令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業について、書類等審査の結果、下記のとおり企画提案書が承認されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非承認理由の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非承認理由

例： 次の理由により失格・無効としたため

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・ 公募要領に違反すると認められる

3 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 前田

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail maeda@kumamotonoki.com

第 号
令和 年 月 日

(応募者の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業に係る審査の結果について (通知)

このことについて、企画提案書の提出があった令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業について、書類等審査の結果、事業実施計画を承認しましたので通知します。

ついては、対象となる事業実施内容は、熊本県木材協会連合会との協議により決定するものとします。

なお、熊本県木材協会連合会との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業を実施できない場合があります。

記

1 企画提案名

2 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 前田

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail maeda@kumamotonoki.com

第 号
令和 年 月 日

(応募者の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業に係る審査の結果について(通知)

このことについて、企画提案書の提出があった令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業について、書類等審査の結果、下記のとおり事業実施計画が承認されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非承認理由の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非承認理由

例： 実現可能性が認められないため

研究開発の効果が認められないため

次の理由により失格・無効としたため

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・ 募集要項に違反すると認められる

3 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 前田

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail maeda@kumamotonoki.com

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおりくまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業を実施したいので、
金 _____ 円を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

(単位：円)

	規格(名称)	何人用	数量	単価	事業費	事業費/2	補助額
机・椅子							
その他の木 製品							
総合計	事業費						
	負担区分	県(総補助金額)				その他	

(事業実施主体の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業については、公募要領の規定により、下記の条件を付けて金_____円を交付することに決定しましたので通知します。

記

補助の条件

- 1 くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業公募要領に従い執行しなければならない。
- 2 導入する木製品に、県産木材(合法木材)を使用し、森林環境譲与税を活用し設置したことを記載すること。

(注) 補助金の支払いは事業完了後、当会が報告書等や会計書類を審査及び検査等を行い、
交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(第14号様式)を交付します。
補助金額が確定後、補助金交付請求書(第15号様式)を提出してください。

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、令和 年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業公募要領第5条の2の規定に基づき、申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

第9号様式

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業着手届

令和 年 月 日付け 熊木連第 号で交付決定のあったこのことについて、事業に着手したので、くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業公募要領第5条第3項の規定に基づき報告します。

記

事業の内容	事業費(円)	事業着手年月日 事業完了予定年月日	備 考

※着手届は、事業着手年月日、事業完了予定年月日を記載すること。

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業完了届

令和 年 月 日付け 熊木連第 号で交付決定のあったこのことについて、事業が完了したので、くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業公募要領第5条第7項の規定に基づき報告します。

記

事業の内容	事業費 (円)	事業着手年月日 事業完了年月日	備 考

※完了届には、次の書類を添付すること。

- ・ 木製品の設置状況が確認できる写真
- ・ 契約書等金額を確認できる書類
- ・ 合法木材証明書等県産木材を証明する書類
- ・ 学習会実施報告書(第 11 号様式)
- ・ 木製品の安全性に関する確認書(第 12 号様式)
- ・ その他必要とする書類

第 1 1 号様式

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業学習会実施報告書

実施テーマ	
実施日	
時間	
場所	
参加人数	
実施者（講師）	
実施内容	
実施状況写真添付（複数枚）	

第 12 号様式

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

木製品の安全性に関する確認書

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業の実施に係る
契約締結に際し、事業で導入する木製品の強度及び使用する塗料、接着剤の
安全性について、事業実施主体と納入業者との間で確認を行いました。

令和 年 月 日

(事業実施主体の長)

(納入事業者の長)

第 13 号様式

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業実績報告書

1 事業実施主体							
事業実施主体(ふりがな)							
代表者職氏名(ふりがな)							
所在地		〒					
所属する木育インストラクターの氏名							
2 事業実績							
設置箇所	施設名称						
	所在地	〒					
机・椅子	規格(名称) 数量						
その他の木製品	規格(名称) 数量						
設置日							
学習会の 実施計画	実施日		時間				
	場所						
	参加人数						
	実施者						
	内容等						
3 事業費積算及び補助額 (単位: 円)							
	規格(名称)	何人用	数量	単価	事業費	事業費/2	補助額
机・椅子							
その他の木製品							
総合計		事業費					
		負担区分	県(総補助金額)		その他		

(事業実施主体の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業補助金交付確定通知書

記

令和 年 月 日付け熊木連第 号で交付決定しました令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業については、公募要領の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

第 15 号様式

令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け熊本連第 号で確定の通知がありました令和 年度くまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業として、下記の金額を交付されるようくまもとの森林環境教育(木製品導入補助)事業公募要領により請求します。

記

請求額 金 円

口座 振替払	金融機関名 支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	
	フリガナ	

令和 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様